

滋賀県森林組合 手数料徴収規程

(趣旨)

第1条 この組合は、定款、規約に定めがあるもののほか、この規程の定めるところにより手数料を徴収する。

(手数料の額)

第2条 前条の手数料並びにその額は、別表「組合員手数料一覧表」のとおりとする。

第3条 手数料は、本規程の定めるところにより使用の開始、又は申請を受理したとき、これを徴収する。

第4条 手数料は、いかなる事由があってもこれを還付しない。ただし、組合長が必要と認めた場合は、この限りでない。

附 則

1 この規程は、組合の設立日から施行する。

「別表」

組合員手数料等一覧表

部門	科目	種別	基準	料率	摘要
指導	伐採届手数料	10条伐採届 (地域森林計画内に係る森林の伐採の届け出)	1件	500円	
		15条伐採届 (森林経営計画に係る森林の伐採等の届け出)	1件	1,000円	
		34条伐採許可 (保安林内伐採許可申請)	1件	3,000円	現地調査含む。
	立木証明料	立木証明料	1件1筆	1,000円 1件1筆	2筆目以降1筆につき 200円加算、 現地調査が必要時は別途
	各種証明料	施業森林経営計画認定証明	1件	1,000円	
		山林経営証明	1件	1,000円	
立木課税譲渡証明		1件	5,000円		
加工・販売	販売手数料	受託販売	受託販売高	5%	販売労務は、別途
	林産手数料	受託林産	受託販売高	5%	伐搬出労務は、別途
	加工手数料	賃挽き(柱・桁・梁の1本取り)	m ³ (原木実寸)	25,000円	持込、引取単価 広葉樹は、50%増
		賃挽き(柱・桁・梁と羽柄材合挽き)	m ³ (原木実寸)	35,000円	//
		賃挽き(胴縁等の小割挽き)	m ³ (原木実寸)	50,000円	//
		賃乾燥(構造材)	m ³ (原木実寸)	18,000円	乾燥材は杉桧のみ、最低25 m ³ 以下は別途見積による。 栈積必要時3,000円加算
賃乾燥(羽柄材)	m ³ (原木実寸)	15,000円	乾燥材は杉桧のみ、最低25 m ³ 以下は別途見積による。 栈積必要時5,000円加算		
森林整備	森林整備手数料	受託造林	直接事業費	5%	諸経費は別途25%
	造林補助金取扱手数料	代理申請	交付補助金	10%	
	山林評価手数料		1件	40,000円	現地調査費別途
	林道開設事務手数料		事業費	5%	
	林地供給手数料	売買価格 200万円以下	売買額	売主3% 買主4%	
		400万円以下	売買額	売主2% 買主3%	
		400万円を超える	売買額	売主1% 買主2%	
	農林漁業資金	林業基盤整備資金・林地取得資金・林業経営 安定資金	貸付償還額	0.50%	借入に要する諸経費は別途
	森林担保資金	貸付額500万円未満	貸付償還額	0.50%	(印紙・登記料他)
貸付額500万円以上		貸付償還額	0.40%		
貸付金元利遅延利息		年	14.60%	日歩 4銭	

(注) 1. 員外者は2割増とする。

ただし、受託事業にかかる手数料及び造林補助金取扱手数料については組合員と同率とする。

2. 消費税は、別途徴収する。